

○環境省告示第四十号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一各号ロ及びニの規定に基づき、国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質（平成十八年十二月環境省告示第四百四十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十九年四月二十一日

環境大臣 山本 公一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質の一部を改正する告示 新旧対照表

改正後		改正前	
<p>一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）別表第一第一号ロの規定に基づき海洋環境の保全の見地からX類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>			
物 質	係 数	物 質	係 数
(1) アルキルベンゼンの混合物（ナフタレンを含むものに限る。）	一、〇〇〇	(1) アルキルベンゼンの混合物（ナフタレンを含むものに限る。）	一、〇〇〇
(2) ノルマルオクタンチオール	一〇、〇〇〇	(2) ノルマルオクタンチオール	一〇、〇〇〇
(3) ノルマルドデカンチオール	一〇、〇〇〇	(3) ノルマルドデカンチオール	一〇、〇〇〇
(4) 廃食用油（トリグリセリド（炭素数が十八の不	一〇〇、〇〇〇	(新設)	(新設)

飽和脂肪酸を含む脂肪酸の炭素数が十六から十八までのものの混合物に限る。)を除く。)

二 令別表第一第二号ロの規定に基づき海洋環境の保全の見地からY類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物質	係数
(1) アマナズナ種子油	一
(2) アルカノール(炭素数が四又は五のもの及びその混合物に限る。)及びシクロアルカノール(炭素数が四又は五のもの及びその混合物に限る。)	一
(3) アルカン(イソアルカン及びノルマルアルカンを含む炭素数が十から十七までのものの混合物に限る。)	一
(4) アルカン(炭素数が五から七までのものの混合物)	二五

二 令別表第一第二号ロの規定に基づき海洋環境の保全の見地からY類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

二 令別表第一第二号ロの規定に基づき海洋環境の保全の見地からY類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物質	係数
(1) アマナズナ種子油	一
(2) アルカノール(炭素数が四又は五のもの及びその混合物に限る。)及びシクロアルカノール(炭素数が四又は五のもの及びその混合物に限る。)	一
(3) アルカン(イソアルカン及びノルマルアルカンを含む炭素数が十から十七までのものの混合物に限る。)	一
(4) アルカン(炭素数が五から七までのものの混合物)	二五

<p>物（炭素数が六及び七のものの混合物を除く。）に限る。）</p>	<p>(5) Ⅱ アルキルカルボン酸ナトリウム及びエチレンジリコールの混合物（エチレンジリコールの濃度が八十五重量パーセントを超えるものに限る。）</p>	<p>二五</p>
<p>(6) Ⅱ アルキルカルボン酸ナトリウム、エチレンジリコール及びホウ砂の混合物（エチレンジリコールの濃度が七十五重量パーセントを超えるものに限る。）</p>	<p>二五</p>	
<p>(7) Ⅱ 長鎖アルキルフェノール（アルキル基の炭素数が十四から三十までのもの及びその混合物に限る。）</p>	<p>一</p>	
<p>(8) Ⅱ アルキルフェノールポリエトキシラート（アルキル基の炭素数が十二のものを含む炭素数が十から十五までのものであつて、重合度が四から十二までのものの混合物に限る。）</p>	<p>一</p>	
<p>(9) Ⅰ イソプロピルアルコール、トール油（蒸留物に限る。）、ドデシルベンゼンスルホン酸錯体のナフサを溶媒とする溶液、ポリアルキレンポリアミン及びリノール酸二量体の混合物（他の海洋環境</p>	<p>二五</p>	

<p>物（炭素数が六及び七のものの混合物を除く。）に限る。）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	
<p>(5) Ⅰ イソプロピルアルコール、トール油（蒸留物に限る。）、ドデシルベンゼンスルホン酸錯体のナフサを溶媒とする溶液、ポリアルキレンポリアミン及びリノール酸二量体の混合物（他の海洋環境</p>	<p>二五</p>	

<p>の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。</p>	<p>(10) エチレンジグリコールモノブチルエーテル及び多分岐ポリエステルアミドの混合物</p>	<p>(11) キシレノール、クレゾール及びフェノールの混合物</p>	<p>(12) グリセリンプロポキシラート及びソルビトールプロポキシラートの混合物（アミンの含有量が十重量パーセント以上のものに限る。）</p>	<p>(13) 一・二―シクロヘキサンジカルボン酸ジイソノニルエステル</p>	<p>(14) 三―（三・五―ジ―ターシャリーブチル―四―ヒドロキシフェニル）プロピオン酸アルキルエステル（アルキル基の炭素数が七から九までのもの及びその混合物であって、他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）</p>	<p>(15) ジプロピレンジグリコールジベンゾアート（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有</p>
	—	—〇	—	—	—〇	—〇

<p>の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。</p>	<p>(6) エチレンジグリコールモノブチルエーテル及び多分岐ポリエステルアミドの混合物</p>	<p>(7) グリセリンプロポキシラート及びソルビトールプロポキシラートの混合物（アミンの含有量が十重量パーセント以上のものに限る。）</p>	<p>(8) 三―（三・五―ジ―ターシャリーブチル―四―ヒドロキシフェニル）プロピオン酸アルキルエステル（アルキル基の炭素数が七から九までのもの及びその混合物であって、他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）</p>	<p>(9) ジプロピレンジグリコールジベンゾアート（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有</p>
	—	—	—〇	—〇

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。)	(16) 脂肪酸アルコールポリエトキシラート(アルコールの炭素数が十から十八までのもの(炭素数が十二から十六までのものを除く。))であつて、重合度が七のもの及びその混合物に限る。)	一〇
植物油の混合物(遊離脂肪酸の含有量が十五重量パーセント未満のものに限る。)	(17) シンナムアルデヒド(他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。)	一
水酸化アルミニウム、水酸化ナトリウム及び炭酸ナトリウムの混合溶液(濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。)	(18) 大豆油脂脂肪酸メチルエステル	一〇
炭酸カリウム溶液(他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。)	(19) テレフタル酸ジ―ニ―エチルヘキシルトール油のナトリウム塩	一
テレフタル酸ジ―ニ―エチルヘキシルトール油のナトリウム塩	(20) 大豆油脂脂肪酸メチルエステル	一
トール油のナトリウム塩	(21) 炭酸カリウム溶液(他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。)	一
害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。)	(16) 脂肪酸アルコールポリエトキシラート(アルコールの炭素数が十から十八までのもの(炭素数が十二から十六までのものを除く。))であつて、重合度が七のもの及びその混合物に限る。)	(新設)
植物油の混合物(遊離脂肪酸の含有量が十五重量パーセント未満のものに限る。)	(17) シンナムアルデヒド(他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。)	(新設)
水酸化アルミニウム、水酸化ナトリウム及び炭酸ナトリウムの混合溶液(濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。)	(18) 大豆油脂脂肪酸メチルエステル	(新設)
炭酸カリウム溶液(他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。)	(19) テレフタル酸ジ―ニ―エチルヘキシルトール油のナトリウム塩	(新設)
テレフタル酸ジ―ニ―エチルヘキシルトール油のナトリウム塩	(20) 大豆油脂脂肪酸メチルエステル	(新設)
トール油のナトリウム塩	(21) 炭酸カリウム溶液(他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。)	(新設)

見地から有害である物質又は有害でない物質と混	(31)ヘキサヒドロ一・三・五トリエタノール一・三・五トリアジン(他の海洋環境の保全の	(30)ぶどう油	(29)フィッシュサイレージ(ぎ酸の含有量が四重量パーセント以下のものに限る。)	(28)ピペラジン溶液(濃度が六十八重量パーセントのものに限る。)	(27)廃食用油(トリグリセリド(炭素数が十八の不飽和脂肪酸を含む脂肪酸の炭素数が十六から十八までのものの混合物に限る。)	(26)もの混合物(炭素数が十及び十一のものの混合物を除く。)	(25)ナフタレン(粗製のものに限る。)	(24)ナトリウムメトキシド(他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるもの(濃度が二十一重量パーセント以上三十重量パーセント以下のメチルアルコール溶液を除く。)	二五
	一〇	一	一	二五	一	一	二五		
	(新設)	(18)ぶどう油	(新設)	(17)ピペラジン溶液(濃度が六十八重量パーセントのものに限る。)	(新設)	(16)もの混合物(炭素数が十及び十一のものの混合物を除く。)	(15)ナフタレン(粗製のものに限る。)	(14)ナトリウムメトキシド(他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるもの(濃度が二十一重量パーセント以上三十重量パーセント以下のメチルアルコール溶液を除く。)	二五
	(新設)	一	(新設)	二五	(新設)	一	二五		

<p>(32) 合している状態で輸送されるものに限る。 ほう酸（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）</p>	二五	<p>(新設)</p>	(新設)
<p>(33) ポリアルケンスルホン酸ナトリウム塩（アルケニル基の炭素数が二十から二十八までのもの及びその混合物に限る。）（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）</p>	一	<p>(新設)</p>	(新設)
<p>(34) ポリイソブチレン（重合度が四未満のもの及びその混合物に限る。）</p>	一	<p>(19) ポリイソブチレン（重合度が四未満のもの及びその混合物に限る。）</p>	(新設)
<p>(35) ポリイソブチレンアミンの脂肪族炭化水素（炭素数が十から十四までのもの及びその混合物を除く。）を溶媒とする溶液</p>	一	<p>(20) ポリイソブチレンアミンの脂肪族炭化水素（炭素数が十から十四までのもの及びその混合物を除く。）を溶媒とする溶液</p>	一
<p>(36) ポリエーテルのほう酸エステル（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）</p>	一〇	<p>(21) ポリエーテルのほう酸エステル（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）</p>	一〇
<p>(37) ヨウ化カリウム（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合して</p>	二五	<p>(新設)</p>	(新設)

いる状態で輸送されるものに限る。)

三 令別表第一第三号口の規定に基づき海洋環境の保全の見地からZ類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物質	係数
(1) アクリル酸及びエテンスルホン酸の共重合体のナトリウム塩並びにホスホン酸塩の混合溶液	○
(2) 三ーアミノプロピルトリエトキシシラン (他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。)	○
(3) エチルターシヤリペンチルエーテル	○
(4) 二・六ージアミノヘキサン酸リン酸塩溶液	○
(5) シクロヘキサンカルボン酸ナトリウム塩溶液	○

三 令別表第一第三号口の規定に基づき海洋環境の保全の見地からZ類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物質	係数
(1) アクリル酸及びエテンスルホン酸の共重合体のナトリウム塩並びにホスホン酸塩の混合溶液 (新設)	○ (新設)
(2) エチルターシヤリペンチルエーテル	○
(3) シクロヘキサンカルボン酸ナトリウム塩溶液 (新設)	○ (新設)

物質	係数	<p>(6) ポリ（Ｌ－アスパラギン酸）のナトリウム塩水溶液（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）</p> <p>(7) マレイン酸及びアリルスルホン酸の共重合体のナトリウム塩並びにホスホン酸塩の混合溶液（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）</p> <p>(8) 無水マレイン酸及びプロパ－ニ－エン－１－スルホン酸ナトリウムの共重合体の溶液</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>
----	----	---	----------------------------

四 令別表第一の二第十九号の規定に基づき海洋環境の保全の見地から有害でないものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物質	係数	<p>(4) ポリ（Ｌ－アスパラギン酸）のナトリウム塩水溶液（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）</p> <p>(5) マレイン酸及びアリルスルホン酸の共重合体のナトリウム塩並びにホスホン酸塩の混合溶液（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）</p> <p>(6) 無水マレイン酸及びプロパ－ニ－エン－１－スルホン酸ナトリウムの共重合体の溶液</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>
----	----	---	----------------------------

四 令別表第一の二第十九号の規定に基づき海洋環境の保全の見地から有害でないものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(1) アクリル酸及びジアリルジメチルアンモニウムクロライドの共重合体のナトリウム塩水溶液（分子量が千五百から四千までのもの及びその混合物であつて、他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）

(2) 酸化ビスマス（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）

○

○

(1) アクリル酸及びジアリルジメチルアンモニウムクロライドの共重合体のナトリウム塩水溶液（分子量が千五百から四千までのもの及びその混合物であつて、他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）

（新設）

（新設）

○